

令和7(2025)年度とちぎマイスター募集要領

栃木県産業労働観光部労働政策課

1 とちぎマイスター制度の概要について

(1) 目的

熟練技能者の高齢化や若年者のものづくり離れ等により、本県のものづくり産業を支える技能者が減少し、その維持・継承が危惧されている。

そこで、技能の維持・継承や人材育成に関する指導などの活動ができる優れた技能者を「とちぎマイスター」として認定し、その社会的評価を高めるとともに、認定者の活動を通じて、本県の技能水準の向上やものづくりを担う人材の確保・育成を図り、ものづくり産業の振興に資する。

(2) 役割等

①活動内容

- (ア) 企業が必要とする技能の習得や向上のための活動
- (イ) 職業能力開発施設、高等学校等における技能の維持・継承のための活動
- (ウ) イベントや講演会等における技能尊重気運醸成のための活動
- (エ) 小学校、中学校等におけるものづくり体験教室等での活動
- (オ) その他、ものづくりに関する活動

②活動方法

とちぎマイスターは、上記①の活動を希望する企業、団体、学校等からの依頼を受けて活動する。県は、必要に応じて調整を行う。

③活動報告

とちぎマイスターは、活動の実績を毎年1回、県に報告する。

(3) 募集職種 (72 職種)

No	職種	No	職種	No	職種
1	機械加工	25	切削工具研削	49	型枠施工
2	建築大工	26	冷凍空気調和機器施工	50	さく井
3	仕上げ	27	金属ばね製造	51	路面標示施工
4	電子機器組立て	28	光学機器製造	52	コンクリート圧送施工
5	塗装	29	熱絶縁施工	53	産業車両整備
6	機械検査	30	酒造	54	めっき
7	機械保全	31	石材施工	55	樹脂接着剤注入施工
8	油圧装置調整	32	表装	56	電子回路接続
9	プラスチック成形	33	左官	57	鍛造
10	フラワー装飾	34	タイル張り	58	シーケンス制御
11	鉄工	35	農業機械整備	59	舞台機構調整
12	レストランサービス	36	内装仕上げ施工	60	菓子製造
13	金属熱処理	37	鋳造	61	印章彫刻
14	電気機器組立て	38	とび	62	金型製作
15	機械・プラント製図	39	空気圧装置組立て	63	広告美術仕上げ
16	建設機械整備	40	半導体製品製造	64	畳製作
17	建築板金	41	放電加工	65	建具製作
18	工場板金	42	写真	66	婦人子供服製造
19	造園	43	テクニカルイラストレーション	67	縫製機械整備
20	配管	44	金属材料試験	68	自動販売機調整
21	金属プレス加工	45	防水施工	69	サッシ施工
22	ガラス施工	46	内燃機関組立て	70	カーテンウォール施工
23	調理	47	鉄筋施工	71	ブロック建築
24	かわらぶき	48	ダイカスト	72	プリント配線板製造

※現在の認定者数 49 職種 221 名 (令和7(2025)年4月1日現在)

2 推薦方法等について

(1) 推薦方法

とちぎマイスターへの推薦は、企業、団体、市町の長からの推薦によるものとする。
推薦は次のとおりとし、1企業（事業所、団体、市町）あたり1職種に対し1名までとする。なお、複数職種への申請は可とする。

- ①企業、団体の長は、推薦基準に該当する従業員等を推薦する。
- ②市町の長は、推薦基準に該当する自営業や事業所の方を推薦する。
- ③定年退職等により、企業、団体等に所属していない方は、所属していた企業、団体の長又は市町の長が推薦する。

(2) 推薦基準

次の基準をいずれも満たす方とする。

- ① 1（3）の募集職種について技能検定試験1級以上に合格している方、又は同等以上の技能者で、特に優れた技能を有していると認められる方
※特に優れた技能を有していると認められる方とは、次のような方をいう。
（ア）高度な技術により全国レベル、県レベルの表彰を受賞した方
（イ）高度な技能を必要とする全国レベル、県レベルの競技大会で入賞した方
（ウ）業界や企業等でその技能が生産の効率化や製品の高品質化等に貢献している方
- ②県内に居住又は県内企業に勤務している方
- ③推薦の対象となる職種に概ね15年従事している方
- ④技能継承・人材育成に熱意を持ち、認定後概ね5年以上継続して活動できる方
※活動できる方とは、1（2）①（ア）～（オ）のうち、1項目以上の活動が可能な方をいう。
- ⑤優れた人格を有している方

(3) 推薦期限

令和7（2025）年12月12日（金）まで

(4) 推薦書の提出

推薦書（様式第1号）を作成し、（3）の期限までに栃木県産業労働観光部労働政策課へメールまたは郵送により提出する。

(5) 認定

被推薦者の中から、とちぎマイスター選考委員会において審査・選考された方をとちぎマイスターとして、栃木県知事が認定する。
とちぎマイスター認定者には認定証及び徽章を授与する。
（授与式 令和8年2月13日開催予定）

3 とちぎマイスターの周知・広報

県は、とちぎマイスターの認定者について、県ホームページやパンフレット等において、プロフィールや指導内容等を掲載し紹介する。

4 問い合わせ先

栃木県産業労働観光部労働政策課 若林
TEL:028-623-3234 FAX:028-623-3225
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
E-Mail:rousei@pref.tochigi.lg.jp